

# 過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）

平成 年 月 日

佐賀県 県税事務所長 様

譲渡人 住所 (所在地)  
氏名 (名称、役職及び氏名) 実印 (法人の場合は代表者印)  
(納税義務者) 電話番号 ( ) -

下記の自動車税過誤納金（延滞金を含む）の還付請求権を、次の者へ譲渡したので通知します。

自動車税の課税年度	登録番号	抹消等年月日
平成 年度	佐賀	平成 年 月 日

譲受人 郵便番号 (〒 - )  
住所 (所在地)  
フリガナ  
氏名 (名称) 印  
(還付先) 電話番号 ( ) -

## 振込先口座（譲受人名義の口座に限ります）

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座	
フリガナ（必ず記入）			
口座名義人			

※ゆうちょ銀行は振込み専用口座を記入してください

### 注意事項（必ずお読みください）

① この通知書は、抹消登録等を行った翌月10日までに必着するよう提出してください。抹消登録が済んでいない場合は、受理できません。（抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。）

**提出期限を過ぎると納税義務者に還付されます。**

② 譲渡人は、個人・法人とも登録印（実印）を押印し、必ず印鑑証明書（写しで可）を添付してください。

ただし、過誤納金の発生原因が、譲受人が代納したことによる重複納付の場合については、印鑑証明書の添付を省略できますが、重複納付した領収証書（原本）を添付してください。

なお、譲渡人本人が窓口提出する場合は、印鑑証明書は不要ですが、本人確認ができる運転免許証などをご提示ください。

③ 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄（抄）本・住民票（写しで可）等変更の事実が確認できる書類を添付してください。変更の確認ができない場合は、この通知書を受付できません。

④ 譲渡人（納税義務者）の死亡の場合は、添付書類が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。

⑤ 債権譲渡人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2 第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人へ還付されないことがあります。

（充当された結果については、譲渡人及び譲受人宛に通知されますのでご注意ください）

なお、当該還付金に係る延滞金への充当だけの場合は、譲渡人への通知は省略します。

⑥ 佐賀ナンバーの抹消登録であっても、同一年度内に県外から転入した自動車については、その年度分の自動車税の納付が行われた都道府県において、当該自動車税の納税義務者に対して還付が行われます。

⑦ 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。

※ 記載していただいた個人情報、県税の賦課徴収、還付・充当の目的以外には利用しません。